

JIS

一般照明用電球形 LED ランプ (電源電圧 50 V 超) ー性能要求事項

JIS C 8157 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大 崎 博 之	東京大学
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	下 川 英 男	社団法人電気設備学会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	中 村 禎 之	一般社団法人日本電機工業会
	原 田 真 昭	社団法人日本電線工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.12.20

官 報 公 示：平成 23.12.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	4
5 表示	4
5.1 一般要求事項	4
5.2 表示内容及び表示場所	4
6 寸法	5
7 加速寿命試験	5
8 ランプ電力	5
9 光束	6
10 ビームの開き	6
11 光源色及び演色性による区分	6
12 ランプ寿命	6
12.1 概要	6
12.2 光束維持	6
12.3 内蔵した制御装置の耐久試験	7
附属書 A (規定) ランプ特性の測定方法	9
附属書 B (規定) 形式の構成	10
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一般照明用電球形 LED ランプ (電源電圧 50 V 超) —性能要求事項

Self-ballasted LED-lamps for general lighting services > 50 V —Performance requirements

1 適用範囲

この規格は、家庭用又はそれに類する一般照明用に用い、かつ、安定に点灯動作する装置と一体化した電源電圧が 50 V を超え 250 V 以下の電球形 LED ランプの性能要求事項、その試験方法及び試験条件について規定する。

この規格で適用する電球形 LED ランプの範囲を、次に示す。

- 定格ランプ電力：60 W 以下
- 定格入力電圧：交流又は直流で 50 V を超え 250 V 以下
- 口金：E 形 (E11, E12/15, E14/20, E17/20, E26/25), B 形 (B22d) 及び GX53

既存のランプの代替を目的とした電球形 LED ランプの最大外郭寸法及び光束は、**JIS C 7501**, **JIS C 7523**, **JIS C 7525** 又は **JIS C 7530** による。さらに、光束は、代替するランプの全光束、又は口金を上向きとしたときの下半球光束の値を満たさなければならない。

この規格は、意図的に生産された **JIS Z 9112** に含まない有色光を光源色とする電球形 LED ランプには適用しない。また、OLED (有機 EL) を光源とする電球形形状のランプにも適用しない。

これらの要求事項は、形式試験だけに関するものである。

全数試験及びバッチ試験に対する推奨事項は、検討中である。

これらの性能要求事項は、**JIS C 8156** の要求事項に付加するものである。

注記 1 照明器具に取り付けて点灯する場合、性能は、この規格に規定する値と異なってもよい。

この規格に適合する電球形 LED ランプは、電圧が定格電圧の 92 %~106 %及び周囲温度が-10 °C~40 °Cの環境で、**JIS C 8105-1** に規定する照明器具内で始動して、満足に動作する。

注記 2 この規格は、2011 年 12 月 20 日現在、**IEC SC34A** 委員会で原案に対するコメント収集が終了している段階にある、次の原案を参考にしてている。

IEC/CD 62612:2009, Self-ballasted LED-lamps for general lighting services > 50 V—Performance requirements

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS C 7501 一般照明用白熱電球